



島根県報

平成16年 3月30日 (火)
号外 第 34 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

拠点工業団地立地促進補助金交付要綱の一部改正

(企業立地課)

告

示

島根県告示第378号

拠点工業団地立地促進補助金交付要綱 (平成 8 年島根県告示第623号) の一部を次のように改正する。

平成16年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

第 2 条第 2 号ア中「同じ。）」の次に「、自然科学研究所」を加え、同号イ中「ソフト産業」の次に「、自然科学研究所」を加え、同条第 5 号中「益田拠点工業団地及び旭拠点工業団地にあつては平成16年 3月31日、ソフトビジネスパーク島根にあつては」を削る。

第 4 条第 1 項第 1 号中「ソフト産業」の次に「又は自然科学研究所」を加える。

別表中「自然科学研究所」を削る。

附 則

- 1 この告示は、平成16年 4月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の拠点工業団地立地促進補助金交付要綱の規定は、平成16年 4月 1 日以後に締結される契約に係る補助金について適用し、同日前に締結された契約にかかる補助金については、なお従前の例による。

